

平成 28 年 3 月 1 日

関係機関各位

名古屋市子ども青少年局
子育て支援部子ども福祉課

障害児通所支援事業所の指定の取消しについて

本市は、下記のとおり児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）の規定に基づき、不正な手段により指定を受けて事業所を運営し、不正に報酬請求を行っていた障害児通所支援事業所の指定の取消しを決定しましたので、ご報告いたします。

記

1 事業所の概要

法人名及び代表者名 (所在地)	有限会社のぞみ 取締役 藤村 幸司 (名古屋市中村区剣町 175 番地)
事業所名及び管理者名 (所在地)	デイサービス のぞみ 管理者 大野 宏明 (名古屋市中村区剣町 175 番地)
事業種別	放課後等デイサービス
指定年月日	平成 25 年 4 月 1 日
参 考	○放課後等デイサービス …学校（幼稚園・大学を除く）に就学している障害児に対して、授業の終了後や休業日に生活能力の向上のための訓練や社会との交流促進等の訓練を行うサービス。

2 処分の内容

決定した処分	取消し年月日
指定の取消し	平成 28 年 3 月 31 日

3 処分の原因となる事実

- (1) 児童発達支援管理責任者を配置していないにもかかわらず、配置したとして不正に障害児通所給付費を請求し、受領した。(法第 21 条の 5 の 23 第 1 項第 5 号)
- (2) 法第 21 条の 5 の 21 第 1 項の規定による報告の際に、児童発達支援管理責任者を配置していないにもかかわらず、配置したとして虚偽の出勤簿及び賃金台帳により報告した。(法第 21 条の 5 の 23 第 1 項第 6 号)
- (3) 法第 21 条の 5 の 21 第 1 項の規定による検査の際に、事業者が虚偽の答弁により検査を妨げた。(法第 21 条の 5 の 23 第 1 項第 7 号)
- (4) 指定申請の際に専任かつ常勤の配置が要件とされている児童発達支援管理責任者について、専任かつ常勤で勤務することができない者の名義を使用し、児童発達支援管理責任者として申請し、不正な手段により指定を受けた。(法第 21 条の 5 の 23 第 1 項第 8 号)

4 処分に伴う返還予定金額

不正請求額	¥32,576,469 円
加算額	¥13,030,586 円
合計	¥45,607,055 円

返還金は、偽りその他不正な行為により支給を受けた給付費であるため、当該給付費に 40%を加算した額を返還させる。給付費を支給した名古屋市及び関係市町から返還を求める。(法 57 条の 2 第 2 項)

5 行政処分（指定取消し）による法人（有限会社のぞみ）への影響

有限会社のぞみは、指定取消しの日から起算して 5 年を経過する間は児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の指定及び指定の更新を受けることができない。

また、欠格事由に該当する者が役員である法人及び管理者である事業所は、指定取消しの日から起算して 5 年を経過する間は児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の指定及び指定の更新を受けることができない。(法 21 条の 5 の 15 第 2 項 6 号)

欠格事由に該当するもの	取締役	藤村 幸司
	旧取締役	高野 みき
	管理者	大野 宏明

【問い合わせ先】

名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課

電話：052-972-2520／FAX：052-972-4438

メールアドレス：a2520@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp